別紙１

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　宮古市移住支援事業及び岩手県移住支援事業に関し必要に応じ行う報告及び現地調査等について、岩手県及び宮古市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、宮古市移住支援金交付要綱及び岩手県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）虚偽の申請等をした場合：全額

（２）移住支援金の交付の申請をした日から起算して３年を経過しない日までに宮古市から転出した場合：全額

（３）申請日から起算して３年以上５年以内に宮古市から転出した場合：半額

（４）岩手県地域課題解決型起業支援金に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）報告の求めに応じない場合：全額

(就業の場合のみ)
（６）申請日から起算して１年を経過しない日までに職を辞した場合：全額

別紙２

宮古市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

宮古市は、宮古市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、宮古市において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、宮古市は、当該個人情報について、岩手県及び他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、岩手県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。